

第2章 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

【目指す姿】

- 県民・事業者が、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、リサイクル）のそれぞれの段階に応じた取組を展開することにより、天然資源の消費が少ない循環型社会が実現しています。
- 不法投棄・不適正処理が行われず、処理施設・リサイクル施設が充実し、廃棄物が安全・安心に処理されています。

第1節 廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

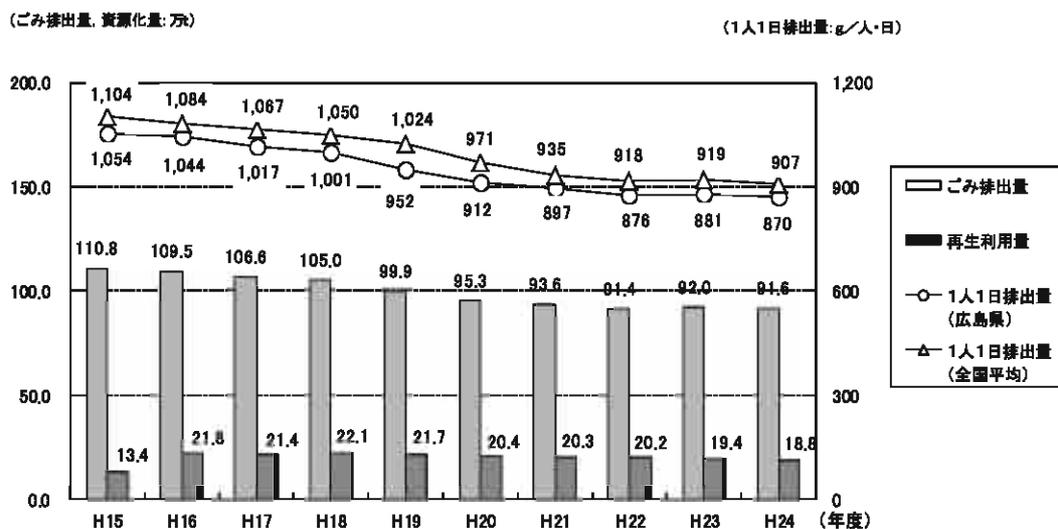
【現状と課題】

（1）排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、平成13年度以降継続的に減少していましたが、平成22年度以降は横ばいとなっています。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



資料：県循環型社会課

（2）再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

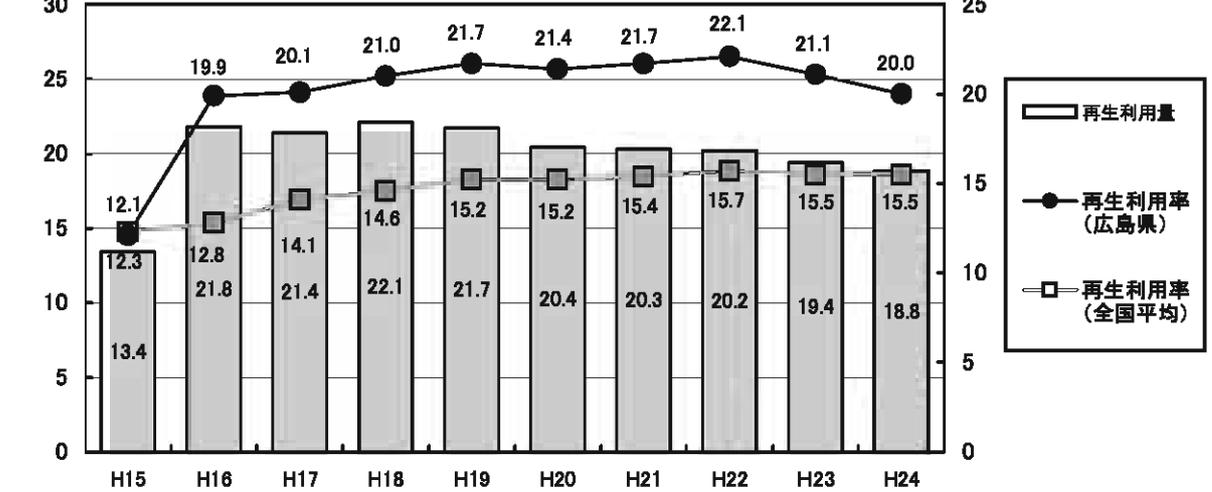
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、各種リサイクル法の整備などを背景にしたリサイクルへの着実な取組により、一般廃棄物再生利用率、産業廃棄物再生利用率ともに増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

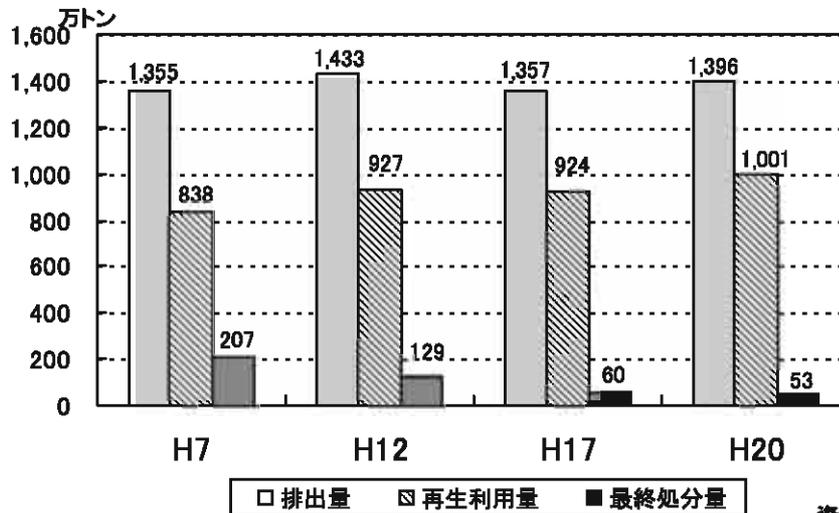
1 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）をいう。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）再生利用量等の推移



資料：県循環型社会課

図表 2-1-3 産業廃棄物排出量等の推移



資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H24)	目標値	目標年度
一般廃棄物排出量	万 t	95.3	91.6	85.8	H27
一般廃棄物再生利用量		20.4	18.8	20.9	
一般廃棄物再生利用率	%	21.4	20.0	24.4	
一般廃棄物最終処分量	万 t	11.0	11.7	9.5	
産業廃棄物排出量		1,396	1,422	1,502	
産業廃棄物再生利用量	万 t	1,001	1,059	1,081	
産業廃棄物再生利用率		%	71.7	74.5	
産業廃棄物最終処分量	万 t	53	51	50	
リサイクル製品登録数 (累計)	件	471 (H21)	670 (H25)	前年比 10%増	設定なし

1 循環型社会の実現

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画に基づく施策の推進 [循環型社会課]

平成23年3月に策定した第3次廃棄物処理計画に基づき、生産・流通・消費・廃棄に関わるすべての主体が適切な役割分担と責任のもと、協働・連携して廃棄物問題に取り組むことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから循環型社会への転換を図ります。

(2) リサイクルの推進

ア 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図ります。

【平成25年度実績】補完調査を行い、平成24年度の実態を把握。

【平成26年度内容】実態調査を行い、平成25年度の実態を把握。

イ 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図ります。

【平成25年度実績・平成26年度内容】平成25年度末時点で、93事業者を登録。

ウ リサイクル製品使用促進事業 [循環型社会課]

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、「生活環境保全条例」に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行います。登録製品は県の事務・事業で率先使用するとともに、県ホームページ等で製品情報を積極的に提供します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】平成25年度末時点で471製品の登録を実施。

図表 2-1-4 平成25年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績

種別	品目名	平成25年度使用量	単位
第一種	再生鋼土	27	m ³
	再生土	343	m ³
	再生砕石（RC-5）下水管周り用	30	m ³
	鉄鋼スラグ（高炉スラグ細骨材）	13	m ³
	再生加熱アスファルト合材	51	t
	再生密粒度改質Ⅱ型アスファルト混合物（A）	1,376	t
	再生密粒度アスファルト混合物改質Ⅱ型（最大粒径20mm突固め回数75回）	806	t
	再生粗粒度改質Ⅱ型アスファルト混合物（A）	249	t
	再生大粒度アスファルト混合物	133	t
	再生アスファルト安定処理混合物	885	t
	再生アスファルト安定処理混合物（最大粒径20mm突固め回数50回）	8	t
	軽量発泡ガラス	190	m ³
	工事立て看板枠	9	基
	堆肥原材料	11	m ³

種 別	品 目 名	平成 25 年度使用量	単 位
第二種	再生砕石	71,472	m ³
	再生粒度調整砕石	7,765	m ³
	鉄鋼スラグ	3,615	m ³
	再生砂	1,971	m ³
	インターロッキングブロック	369	m ²
	緑化基盤材・吹付材	4,053	kℓ
	パーク堆肥	10,140	k g
	有機肥料（普通肥料）	1,808	kℓ
	再生加熱アスファルト混合物	108,255	t
	その他（エコマーク認定基準に適合するもの） 〔土木製品〕	39	m

資料：県循環型社会課

エ 廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 【循環型社会課】

事業者の実施する廃棄物のリサイクル等に関する研究開発を支援し、その成果を事業化することにより、資源循環・廃棄物の削減を積極的に推進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 26 年度は、2 事業に総額 31,537 千円を支援。

項 目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル
対 象 者	・ 県内に本社を置く中小企業者 ・ 構成員の 1/2 以上が県内に本社を置く中小企業者である 2 者以上の共同研究グループ ・ 県内に主たる事務所を置く組合等
対象経費	即効性が高いと見込まれる研究開発
補 助 率	2/3 以内
補 助 額	10,000 千円以上 20,000 千円以内/件

オ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 【循環型社会課】

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備に要する費用の一部を助成します。

【平成 25 年度実績】実績なし。

【平成 26 年度内容】1 事業者に支援。

項 目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル
対 象 者	県内に事務所・事業所を持つ新設施設の設置者
対象経費	技術の先進性，県内への波及効果，県内埋立量の減量効果が高い設備の整備費
補 助 率	1/3 以内（CO ₂ 排出量の削減効果が高い設備の整備は，1/2 以内）
補 助 額	廃棄物排出抑制・リサイクル施設 10,000 千円以上 1 億円以内/件 リサイクル推進施設 5,000 千円以上 50,000 千円以内/件

カ 事業所内廃棄物排出抑制支援事業 【循環型社会課】

廃棄物の排出を抑制するため、廃棄物の排出事業者自らが行う「事業所から排出される廃棄物の排出抑制を目的とする機器整備」に要する費用の一部を助成します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は実績なし

項 目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制
対 象 者	県内に事業所を有する中小企業者等
対象経費	事業所外に排出する廃棄物の重量を 10% 以上削減，または，再生利用のために容量を 30% 以上減少できる機器の整備費
補 助 率	1/3 以内（特定の産業廃棄物については，1/2 以内）
補 助 額	10,000 千円以内/件

キ 循環型社会形成推進機能強化事業 [循環型社会課]

廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む産学連携の推進母体に対し、研究開発活動経費及び人材育成事業費を助成します。

【平成25年度実績】研究事業19テーマに69,502千円、人材育成事業1テーマに998千円を支援。

【平成26年度内容】研究事業15テーマ、人材育成事業1テーマに支援。

ク 小型家電リサイクル推進事業 [循環型社会課]【一部新規】

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について、本県の実情に即したリサイクルを推進します。

【平成25年度実績】市町との協議会、市町と認定事業者との意見交換会、認定予定業者の現地見学会を開催。呉市の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業を支援。

【平成26年度内容】東広島市及び大竹市の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業を支援。

ケ 再生材を活用した海域環境改善方策に係る検討事業 [港湾漁港整備課]

石炭灰造粒物を用いた環境改善方策の実現可能性を検討し、その効果・適用条件等の知見を得ることを目的に、福山港内港地区を試験箇所として環境改善効果の調査・評価方法を検討します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】平成25年度は内湾部の底質改善のための実証試験（モニタリング調査）を実施し、底質改善効果を把握。平成26年度より、本格的に海域環境改善事業を実施。

コ 各種リサイクル法の円滑な運用

(ア) 資源有効利用促進法の推進 [循環型社会課]

3R対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】製造事業者等による廃パソコン、小型二次電池（充電式電池）、二輪車（オートバイ）、携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し、リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

(イ) 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知します。

【平成25年度実績】容器包装リサイクル法に基づき、平成26年4月を始期とする第7期広島県分別収集促進計画を策定。

【平成26年度内容】第7期県計画、市町分別収集計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言、推進。

区 分	25年度実績(t)	26年度計画(t)
無 色 ガ ラ ス	6,047	6,139
茶 色 ガ ラ ス	6,235	6,332
そ の 他 の ガ ラ ス	2,181	2,301
そ の 他 の 紙	0	263
ペ ッ ト ボ ト ル	4,497	4,207
その他のプラスチック	20,791	23,882
（うち白色トレイ）	9	16
ス チ ー ル	3,786	4,200
ア ル ミ	2,567	2,671
段 ボ ー ル	8,848	9,065
飲 料 用 紙 パ ッ ク	100	166
計	55,052	59,226

資料：県循環型社会課

(ウ) 家電リサイクル法の推進 [循環型社会課]

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

(エ) 自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

(3) リサイクル産業の集積・育成

ア びんごエコタウン推進事業 [循環型社会課]

福山市箕沖地区に整備した県内初のリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲を行い、循環型社会の拠点形成及びリサイクル産業の振興を図ります。

分譲を促進するため、土地代金の一部助成等の企業立地支援措置を講じます（びんごエコ団地企業立地支援事業）。

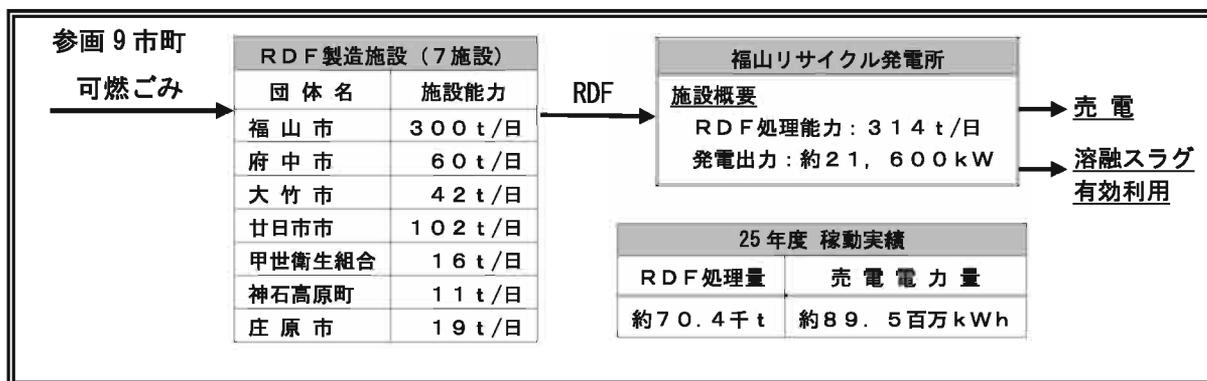
【平成25年度実績】エコ団地1区画で、操業を開始した1業者に助成金205,928千円を交付。

【平成26年度内容】エコ団地の残り3区画分譲を業界紙等に広告を掲載し、分譲を広報。

イ 福山リサイクル発電事業の推進 [循環型社会課]

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じて、ダイオキシン類、二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を進め、併せて市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、福山リサイクル発電²によるRDF³発電・灰溶融事業を推進します。（平成16年4月操業開始）

【平成25年度実績・平成26年度内容】搬入されたRDFを処理し、発電・灰溶融を実施。



※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業（P20）

2 サーマルリサイクル：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。例えば、ごみの焼却時に発生する熱は、発電や冷暖房、温水などの熱源として利用できる。また、ごみを固形燃料化（RDF）したり、油化すれば、燃料として利用できる。
 3 RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

2 一般廃棄物の3Rの推進

【取組状況】

(1) 発生抑制及び減量化

ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行います。

【平成25年度実績・平成26年度内容】10月の「3R推進月間」から12月の「温暖化防止月間」にかけて、テレビ等を通じて、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P22）、マイバッグ運動の推進（P10）、環境月間行事の実施（P88）

3 産業廃棄物の3Rの推進

【取組状況】

(1) 発生抑制及び減量化

ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者等へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導します。

（対象事業者）①前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上の事業者【廃棄物処理法】

②前年度の産業廃棄物発生量が500トン以上1,000トン未満の事業者

【生活環境保全条例】

③前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の事業者【廃棄物処理法】

【平成25年度実績・平成26年度内容】平成25年度は①179事業者、②68事業者、③28事業者が計画を策定。

イ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成20年度から排出事業者にマニフェスト交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】排出事業者にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

(2) 建設廃棄物のリサイクルの推進

ア 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進します。

また、「建設リサイクル法」に係る広島県実施方針の目標値達成のため、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を定め、建設副産物に対する総合的な対策を推進します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

4 マニフェスト：排出事業者が処理業者に処理委託した産業廃棄物を引き渡す際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。従来は医療系廃棄物などの特別管理産業廃棄物に限って義務付けられていたが、平成10年12月1日からすべての産業廃棄物に適用された。

(3) 産業廃棄物埋立税を活用した産業廃棄物の発生抑制及び減量化**ア 産業廃棄物埋立税の延長及び使途の拡大〔循環型社会課〕**

平成23年12月に提出された産業廃棄物埋立税検証懇話会の報告書（「広島県の産業廃棄物埋立税のあり方について」）を基にして、課税期間の延長や使途の拡大について検討。

【平成25年度実績】パブリックコメント等の内容を検討した結果、産業廃棄物埋立税の課税期間を5年間延長するとともに、税収の使途を産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策を基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策に拡大。

【平成26年度内容】平成25年度に引き続き、税収の使途を産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策を基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策を推進。

イ 産業廃棄物に対する課税と税充当事業の実施〔環境政策課・循環型社会課・産業廃棄物対策課〕

平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、3Rの推進、廃棄物の適正処理、啓発活動及びその他の循環型社会の形成を推進します。

【平成25年度実績】 税収を活用して次の事業を実施。

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| ①環境保全活動支援事業(P11, 24, 92) | ⑨廃棄物排出事業者責任強化対策事業(P24) |
| ②産業廃棄物処理実態調査事業(P20) | ⑩PCB廃棄物処理促進事業(P29) |
| ③リサイクル製品使用促進事業(P20) | ⑪産業廃棄物処理情報管理推進事業(P30) |
| ④廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業(P21) | ⑫公共関与廃棄物処分場整備事業(P30) |
| ⑤廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業(P21) | ⑬地域廃棄物対策支援事業(P32) |
| ⑥事業所内廃棄物排出抑制支援事業(P21) | ⑭不法投棄監視体制強化事業(P31) |
| ⑦循環型社会形成推進機能強化事業(P22) | ⑮廃棄物循環利用システム構築事業(P28) |
| ⑧びんごエコタウン推進事業(P23) | ⑯せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業(P28) |
| | ⑰地域廃棄物対策支援事業（不法投棄廃棄物等の撤去処分事業）(P32) |
| | ⑱浄化槽適正維持管理促進事業(P44) |

【平成26年度内容】 税収を活用して次の事業を実施。

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ①環境保全活動支援事業(P11, 24, 92) | ⑨廃棄物排出事業者責任強化対策事業(P24) |
| ②産業廃棄物処理実態調査事業(P20) | ⑩PCB廃棄物処理促進事業(P29) |
| ③リサイクル製品使用促進事業(P20) | ⑪産業廃棄物処理情報管理推進事業(P30) |
| ④廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業(P21) | ⑫公共関与廃棄物処分場整備事業(P30) |
| ⑤廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業(P21) | ⑬地域廃棄物対策支援事業(P32) |
| ⑥事業所内廃棄物排出抑制支援事業(P21) | ⑭不法投棄監視体制強化事業(P31) |
| ⑦循環型社会形成推進機能強化事業(P22) | ⑮廃棄物循環利用システム構築事業(P28) |
| ⑧びんごエコタウン推進事業(P23) | ⑯せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業(P28) |
| | ⑰浄化槽適正維持管理促進事業(P44) |

第2節 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策

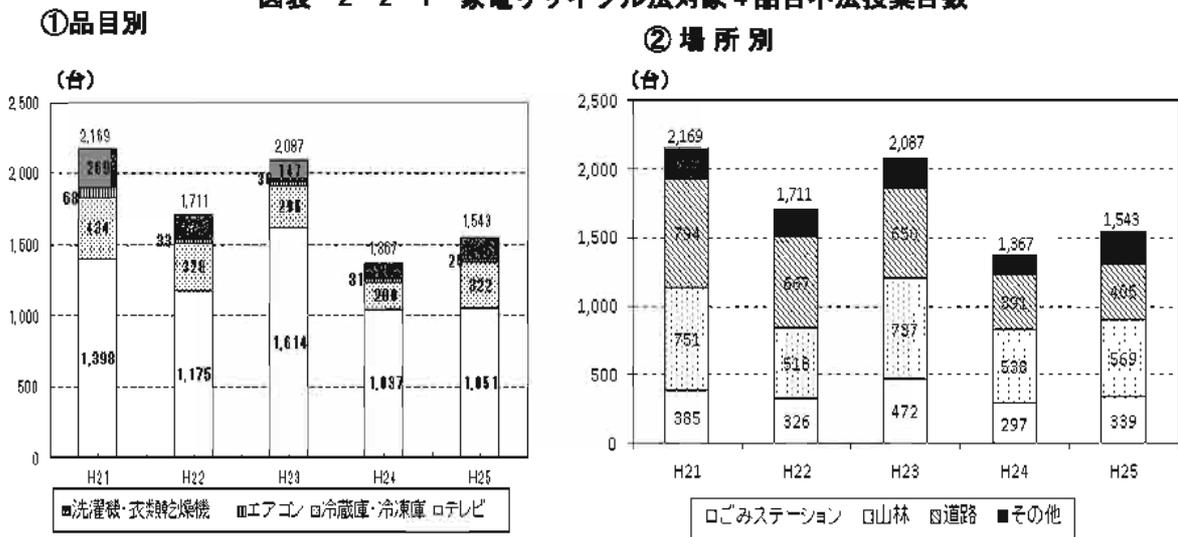
【現状と課題】

(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数

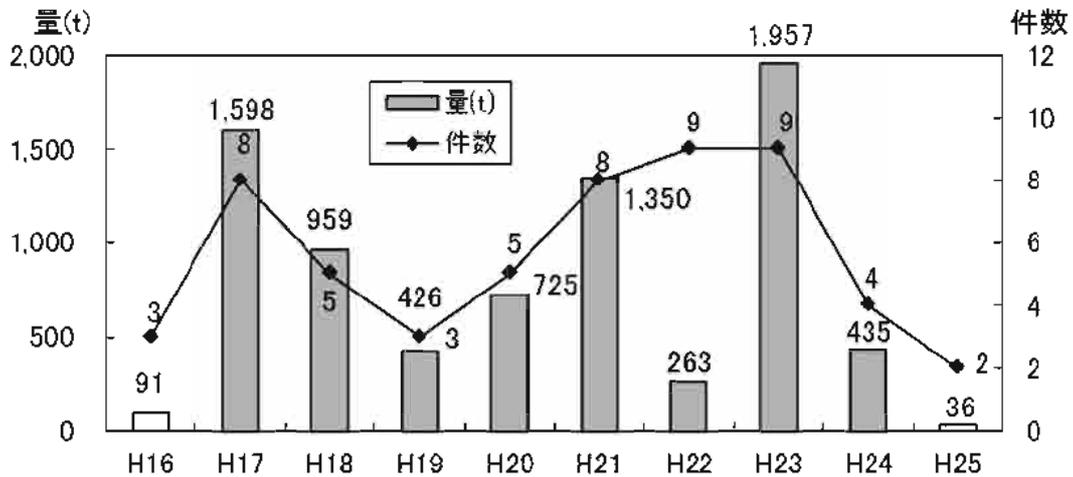


(注) 衣類乾燥機は、平成21年度から対象。

資料：県循環型社会課

資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）

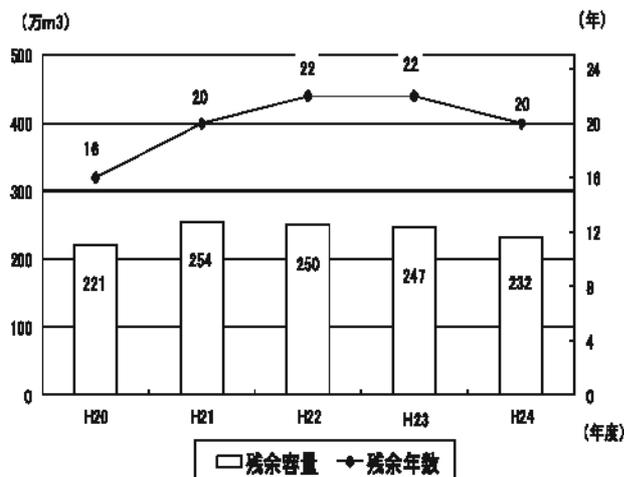


資料：県産業廃棄物対策課

(2) 最終処分場の状況

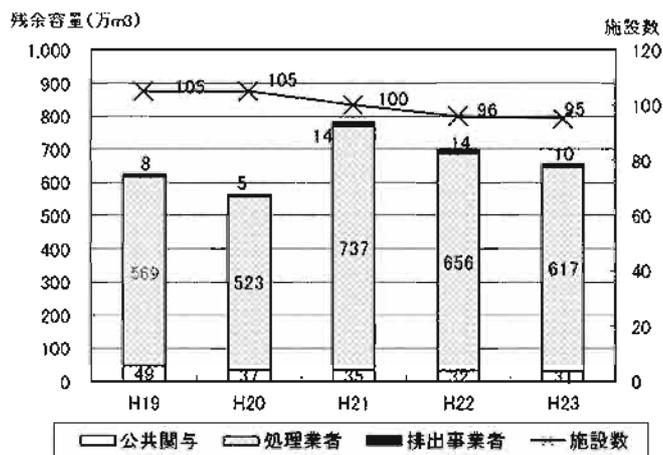
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の残余容量は不足していることから、新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



資料：県循環型社会課

図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況 (平成 23 年度末現在)

区分	施設数				残余容量 (万m ³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型最終処分場 ⁵	4	61	1	66	1	489	9	499	9.4
管理型最終処分場 ⁶	6	22	2	30	9	128	22	159	7.2
計	10	83	3	96	10	617	31	658	8.8

(注1) 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設です。資料：県産業廃棄物対策課
 (注2) 残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立量から算出することになっており、経済活動により大きく変動します(平成23年度埋立量：安定型53万m³、管理型22万m³)。
 (注3) 端数処理のため、合計値が合わない場合があります。

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況 (平成 24 年度末)

名称	埋立面積 (ha)	埋立容量 (千m ³)	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	35	1,937	84.8	昭和63年10月～	(財)広島県環境保全公社

資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H25)	目標値	目標年度
産業廃棄物の不法投案件数 (投棄量10t以上)	件	5	2	0	設定なし
産業廃棄物の最終処分場の残余年数	年	6.4	8.8 (H23)	最終処分量の10年以上を確保	

資料：県産業廃棄物対策課

5 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等)の最終処分場をいう。
 6 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉄さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

1 一般廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理対策の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（平成25年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	56
ごみ処理施設	76
埋立処分地	42
浄化槽	30,818
計	30,992

資料：県循環型社会課

イ せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業 [循環型社会課]

県、市町等が連携・協力して、海ごみ対策を推進します。

【平成25年度実績】アンケート調査の実施及び海岸漂着ごみ対策連絡会の開催。

【平成26年度内容】海岸清掃活動状況調査の実施、関係団体との意見交換及び海岸漂着ごみ対策連絡会の開催。

ウ 廃棄物循環利用システム構築事業 [循環型社会課]

市町単独では処理困難な一般廃棄物について、各市町の地域特性に応じた適正かつ効率的なリサイクルシステムの構築を目的とした検討を実施します。

【平成25年度実績】廃棄物処理法で適正処理困難物に指定されている廃タイヤの適正処理を図る方策を検討・提案。

【平成26年度内容】県内市町が処理困難としているスプリングマットレス等の廃棄物を調査し、これら廃棄物の適正処理ルートの検討・整理。

(2) 処理施設の確保・維持管理

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	23年度		24年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	35	75	33	74
施設能力	2,814 kℓ /日	4,534 t /日	2,214 kℓ /日	4,904 t /日

資料：県循環型社会課

(3) 災害廃棄物の処理対策の推進**ア 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課]**

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています。(累計4団体)

【平成25年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制確認。

【平成26年度内容】上記内容を継続、併せて、国が設置するブロック協議会への参加、情報収集。

2 産業廃棄物の適正処理**【取組状況】****(1) 適正処理の推進****ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]**

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数(平成25年度)

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	660	138
産業廃棄物処理業者	1,001	102
計	1,661	240

資料：県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】排出ガスの行政検査を実施。平成25年度は9施設の実績。

ウ PCB⁷廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物特措法)」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導します。

また、中小企業者の処理費用負担額の軽減を図るため、国及び他の都道府県と協調して、(独)環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金へ拠出します。

⁷ PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

【平成25年度実績・平成26年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。平成25年度届出状況は次表のとおり。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（平成26年3月31日）

種類（単位）	保管中	使用中
高圧トランス（台）	682	361
高圧コンデンサ（台）	6,518	500
低圧トランス（台）	1,083	14
低圧コンデンサ（台）	16,294	71
柱上トランス（台）	194,377	125,000
安定器（台）	103,343	5,342
PCB（kg）	3,534	—
PCBを含む油（kg）	479,683	230
感圧複写紙（ノーカーボン紙）（kg）	27,008	—
ウエス（kg）	36,281	—
その他機器（台）	2,958	1,328
届出事業所数	1,447	—

（注）容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業）〔産業廃棄物対策課〕

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入、優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進します。

実施主体	一般社団法人広島県資源循環協会		
事業名	電子マニフェスト導入事業	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	協会が独自開発したシステムにより電子マニフェストの導入を支援	優良認定を取得するための協会の取組みを支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組みを支援
補助率	1/2		
補助金額	4,000千円		

【平成25年度実績・平成26年度内容】産業廃棄物処理業者等の電子マニフェストの導入、優良認定の取得、社会貢献の活動を支援。

（2）処理施設の確保

ア 公共関与廃棄物処分場整備事業〔産業廃棄物対策課〕

【平成25年度実績】五日市処分場の後継処分場として、広島地域（出島地区）において新たな最終処分場を整備。

【平成26年度内容】平成26年6月から出島処分場において廃棄物の受入を開始。運営主体の一般財団法人広島県環境保全公社と連携して出島処分場の適正な管理・運営を実施するとともに、今後の公共関与処分場のあり方について検討。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄 110番」による情報収集、車両、ヘリコプター及び船舶を使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めます。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。平成 25 年度は下表のとおり実施。

項目	実施件数
車両によるパトロール	116
ヘリコプターによるパトロール	36
船舶によるパトロール	12
産業廃棄物運搬車両検査	60

資料：県産業廃棄物対策課

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官 OB 及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】不法投棄 110 番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。平成 25 年度は延べ 542 回出動。

ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入して、不法投棄等の監視体制を強化します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】7 市 5 町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。平成 25 年度は 78 件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。平成 25 年度は 7 地区で開催。

8 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリのこと。(FAX：082-211-5374)

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見，早期対応を図るため，業界団体と不法投棄通報協定を締結し，不法投棄等の監視体制を強化します。

【平成25年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会，建設業団体等の5団体に対して，不法投棄の早期発見，早期通報等を依頼。

【平成26年度内容】他の団体との協定締結を進め，不法投棄の監視体制を強化。

(2) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し，不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図ります。

(ア) 不法投棄防止対策事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託，監視カメラ，防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板，講習会，広報活動，不法投棄防止大会，住民参加による不法投棄廃棄物及び海ごみの回収・撤去の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補助率	1/2 以内
補助限度額	4,500千円～15,000千円/市町

【平成25年度実績】

実施市町数	主な事業内容						補助金 交付額
	監視 パトロール	監視 カメラ	防止ネット、 防止柵	パンフレット、 看板等	廃棄物等の回収 処理(住民参加)	海ごみの回収 処理(住民参加)	
22市町	15市町	10市町	8市町	13市町	10市町	5市町	50,314千円

【平成26年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後，当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る） ② 海岸漂着ごみ撤去処分事業 海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処分等（危険な箇所や海上からしか接近できない海岸等，通常のボランティア清掃が困難な場所で行うものに限る。） ③ 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など，廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補助率	1/2 以内

【平成25年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金 交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	海岸漂着ごみ撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物 撤去処分事業	
5市町	4市	—	1町	7,876千円

【平成26年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。